

議第六十七号

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例について

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和七年六月十九日提出

岐阜県知事 江崎 禎 英

岐阜県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

岐阜県事務処理の特例に関する条例（平成十二年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一五十の四の項中第三十二号を第三十三号とし、第十三号から第三十一号までを一号ずつ繰り下げ、第十二号の次に次の一号を加える。

13 法第十九条の二第一項の規定により登録住宅の目的外使用の承認をすること。
別表第一五十一の項第一号中「第二条第七項」を「第二条第八項」に改める。

附 則

この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、別表第一五十一の項第一号の改正規定は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第二十八号）の施行の日から施行する。

提 案 説 明

高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づく事務処理の特例に関し必要な事項を定める等のため、この条例を定めようとする。

